

決定！バーゼル委「銀行勘定の金利リスク」基準改訂の概要

新たな金利ショック水準を国際合意では2026年に適用開始

日本銀行金融機構局国際課 企画役 内田 友貴
日本銀行金融機構局国際課 松野 由嵩
金融庁総合政策局総務課国際室 課長補佐 川橋 天地

バーゼル銀行監督委員会は今年7月、「銀行勘定の金利リスク」に係る基準を改訂し、2026年1月以降に各法域で適用開始すると定めた。これは23年12月から24年3月まで実施した市中協議¹や定量的影響度調査(QIS)の結果を踏まえて決定したものである。本稿では、同改訂の検討・交渉に携わった立場から、改訂の経緯や主な内容について解説する。

定期的に見直す金利ショックの水準

銀行勘定の金利リスク(IRRBB)に係る基準は、銀行勘定から生じる金利リスク量を六つの金利リスクシナリオを用いて計測の上、銀行に当局報告・開示を求める枠組みである。六つのシナリオとは、上方・下方パラレルシフト、上方・下方短期金利ショック、スティープ化、フラット化であり、本邦の国内基準行では、上方・下方パラレルシフト、スティープ化の三つのシナリオが用いられる。

本邦では、早期警戒制度の「安定性改善措置」の中でIRRBB基準を運用しており、当局が、銀行から報告を受けた金利リスク量をもとにモニタリングを実施する。また、金利リスク量がTier 1資本の15%(国内基準行は自己資本の20%)を超える先に対して、追加的な監督措置を講じることとなっている。

これらの金利リスクシナリオは、主要通貨ごと、パラレルシフト・短期金利・長期金利の別に、同基準が定める標準的な金利ショック幅の水準の組み合わせで作られる。この金利ショックの幅については、金利環境の変化を適時に反映する観点から、5年等の周期で再調整すると規定されている。今般、16年4月の同基準の公表から5年以上が経過し、23～24年のバーゼル委の作業計画の下で、その再調整を進めることとなった。

こうした経緯から、本作業は23年3月より前から進められている。なお、23年3月の銀行セクターを巡る混乱に対するバーゼル委のフォローアップの取り組み(23年10月プレスリリース)とは独立に位置付けられた作業であることに留意されたい。

¹ 市中協議の概要については川原一真・内田友貴・渥美予史斗『概説 バーゼル委「銀行勘定の金利リスク」基準改訂の市中協議』(週刊 金融財政事情 2024年3月26日号)参照。

より実態に即した計算方法への改訂

今般の改訂では、日本円の金利ショック水準が不変であった一方、バーゼル委が金利ショック算出の対象としている通貨全体の3分の2以上で、いずれかの金利ショック水準が変更された。変更後の主要通貨の金利ショックの水準は図表1のとおりである。

また、金利ショック幅の計算は、現行の16年基準と比べて以下の3点で異なる(図表2)。

〔図表1〕 改訂基準における主要通貨の金利ショック
(単位 bp)

	日本円	米ドル	ユーロ	英ポンド
パラレルシフト	100 (不変)	200 (不変)	225 (+25)	275 (+25)
短期金利	100 (不変)	300 (不変)	350 (+100)	425 (+125)
長期金利	100 (不変)	225 (+75)	200 (+100)	250 (+100)

(注) かつこ内は現行基準からの変化幅。
(出所) 筆者作成 (図表2～3も同じ)

〔図表2〕 金利ショックの計算方法の主な変更点

	現行基準	改訂基準
①観測データ期間	2000～15年末	2000～23年末
②金利ショック幅の算出方法	(各通貨の平均金利)×(グローバルな金利変化率)で算出する。 (グローバルな金利変化率は、各通貨の金利変化率をGDPで加重平均。) 各通貨の金利変化率の信頼区間は99%に設定。	各通貨の金利変化率の絶対値を金利ショックとして使用する。 金利変化率の信頼区間は99.9%に設定。
③金利ショック幅の刻み	50bps	25bps

1点目は、観測データ期間の延長である。データの終期を延ばすことで、主要中央銀行によるコロナ禍の低金利時期や利上げ時期といった最近のグローバルな金利環境の変化の反映を企図している。また、23年3月の銀行混乱の影響を反映する観点から、観測データ期間の終期を、市中協議で提示していた22年末から23年末まで延長した。

2点目は、金利ショック幅の算出方法である。現行基準では、00年初から15年末までの期間の主要通貨の金利データを用いて次の式で計算される²。

² 具体的な計算方法は前掲注1を参照。

各通貨の金利ショック＝①各通貨の平均金利(水準)×②グローバルなベースライン金利ショックパラメーター(変化率)

もともと、データ期間を(市中協議で提案されたとおり)22年末までに延長して推計を行うと、主要先進国が低金利政策を実施していた期間の金利の6カ月変化率³の分母がゼロ近傍に低下する。これにより、分子である金利の変化幅が大きくないにもかかわらず、②の値が極端に上昇する。

こうした課題に対応するための方策が市中協議では提案された。すなわち、グローバルなベースライン金利ショックパラメーターの廃止と、それに代わる各通貨の実際の金利変化幅に基づく計算方式の導入、99.9%タイル値の利用である。

これらが市中からのコメントを踏まえて決定された。具体的な計算方法は次のとおりである。

- (1)各通貨の九つの年限ごとに、金利の6カ月変化幅(各時点における6カ月前の時点の金利水準との差分)を時系列データとして算出
- (2)三つの金利ショック(パラレルシフト、短期金利、長期金利)ごとに、(1)の時系列データを振り分け
- (3)三つの金利ショックごとに、平均変化幅(絶対値)の00年初～23年末間の99.9%タイル値を取得
- (4)(3)に現行基準と同様のフロアとキャップを適用し、各通貨の金利ショックとする

現行基準との相違点の3点目は、金利ショック幅の刻みである。クリフ効果⁴を回避する観点などから、金利ショック幅の刻みを50bpから25bpに細分化することとした。中央銀行による政策金利の刻みに近づけることで、より実態に近い金利ショック水準の設定を目指した対応でもある。

市中からの多様な意見と本邦金融機関への影響

これらの改訂内容は、市中協議での提案内容をもとに、市中からのコメントや定量的影響度調査(QIS)の結果を踏まえて決定したものである。一方で、市中協議では、今般の改訂作業の目的である金利ショックの水準の再調整にとどまらず、大幅な計算方法の変更を求める意見も寄せられた(図表3)。

³ (各時点の金利－6カ月前の金利)÷6カ月前の金利

⁴ 非連続な変化。

〔図表3〕 市中から寄せられた多様な意見

意見	論点
信頼区間の変更 (99.9%→99%)	改訂基準では、信頼区間だけでなく、金利ショックの計算方法を、変化率から変化幅に変更しているところ、信頼区間を改訂前の水準に設定すると、十分な保守性が確保できない可能性がある。
データの移動期間の設定 (移動期間20年など)	データの始期が後ずれし、金融危機のようなストレス期のデータが観測期間に含まれなくなり、現行の計算方法では十分な保守性を維持できない可能性がある。
金利変化幅の測定期間 (6カ月)の短期化	測定期間の短期化は、ショック幅の縮小につながるものが想定される。保守性を確保するためには、測定期間以外の要素の調整も検討する必要がある。

例えば、信頼区間の変更についての意見である。ユーロ圏の業界団体等からは、パラレルシフトの金利ショック幅が拡大したこともあり「今般の改訂は過度な基準の厳格化であり、信頼区間を現行基準と同じ 99%に戻すべき」との意見が聞かれた。こうした意見に対して、バーゼル委は考え方を提示していない。

ただ、改訂された基準では、金利ショックの計算方法を変化率から変化幅に変更している。そのため、同計算方法の下で信頼区間を改訂前の水準で不変とすると、十分な保守性が確保できない可能性があると考えられる。こうした意見を具体的に検討する場合には、部分的な基準の修正だけではなく、枠組み全体の見直しを視野に入れた考慮が必要となる可能性がある。

最後に、今般の基準改訂が本邦金融機関に与える影響は、外貨建てのエクスポージャーを相応に有する先を含め、他法域の金融機関と比べると相対的に軽微と考えられる。エクスポージャーが最大の通貨である日本円の金利ショック幅が不変であるためである。

もっとも、内外の金利環境を踏まえると、本邦金融機関にとっては、本基準改訂に関わらず、銀行勘定全体から生じる金利リスクの管理態勢を再度確認することが今後、より重要になっていくと考えられる。

なお、国際合意では、26年1月以降に公表されるデータから改訂基準の適用が求められる。

(本稿で示された意見は執筆者に属し、必ずしも執筆者が所属する組織の見解を示すものではない)

うちだ ゆうき

10年オハイオ州立大学化学工学科卒、日本銀行入行。16年英ロンドン大学シティ校経営学修士。金融市場局、調査統計局、ニューヨーク事務所等を経て、23年から現職。

まつの ゆたか

17年東京大学法学部卒、日本銀行入行。23年米コロンビア大学院修士。同年から現職。

かわはし てんち

16年早稲田大学政治経済学部卒、金融庁入庁。21年英ユニバーシティ・カレッジ・ロンドン経済学修士。22年英ケンブリッジ大学金融学修士。外務省出向(在ブラジル日本国大使館)やリスク分析総括課等を経て、24年から現職。